

令和6年9月11日 提出

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

陳情第59号～第61号

島根原発 2 号機再稼働中止を求める陳情

- 1 要 旨 島根原発 2 号機の再稼働同意を撤回し、島根原発 2 号機再稼働を中止するよう国と中国電力に求めること。

2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は甚大な被害をもたらした。地震の揺れによって、変圧器が故障し、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出した。また、使用済み核燃料プールのポンプが止まり、一時的に冷却が停止するなどのトラブルが起こった。

この地震では、特に、住民の避難の在り方が問題である。今回の地震では、主要道路が損壊し、避難経路が寸断された。避難計画があったとしても、半島に設置された原発は避難計画そのものの実効性が指摘される。

島根原発再稼働を巡っては、原子力規制委員会は 2021 年 9 月に島根原発 2 号機が新規制基準に適合しているとの審査書を決定した。その後、原発立地自治体である松江市が 2022 年 2 月に同意を表明し、その後山陰両県の原発 30 キロ圏内の自治体も全て同意した。2022 年 4 月の「島根原子力発電所対策特別委員会」では、賛成多数で再稼働を容認、また、県議会の再稼働容認を受け、2022 年 6 月に島根県知事が再稼働の同意を表明した。

原子力規制委員会の原子炉等の設計を審査する新規制基準は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのもので、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではないとしている。

県は島根原発から 30 キロ圏内にある医療機関や社会福祉施設・障害者施設が、原子力災害が起きた場合に避難計画の作成を求めている。原発が単独で事故を起こした場合しか想定されておらず、原発以外の建物やインフラも損害を受け、多数発生した傷病者が被災地域で閉じ込められるような複合災害を想定したものにはなっていない。

地震や津波は全国どこでも起きる可能性があり、そのような中で原発を稼働させることは危険である。島根原発 2 号機

が再稼働され、重大な事故が起きれば、その被害は甚大なものになることが想定される。なによりも重視すべきものは、住民のいのちと暮らしである。その保証もないまま島根原発 2 号機を再稼働すべきではない。

以上の事から、島根原発 2 号機再稼働中止を求めて陳情する。

2 提 出 者



島根県民主医療機関連合会

会長 眞 木 高 之

3 受理年月日

令和 6 年 8 月 21 日

4 付 託 先

島根原子力発電対策特別委員会

「南殿町に建設中の 19 階建てタワーマンション」について

- 1 要 旨 私達は、城下町松江の景観を著しく損ない、松江城天守を超える高さの「南殿町に建設中のマンション」に反対する。松江市議会においても、建設反対の意向を示すよう陳情する。

国宝松江城はじめ、堀割りや町割りが良好に残る日本でも稀な城下町景観を、次世代に責任を持って伝えるため「南殿町に建設中のマンション」に反対する。

3 月議会では「当該地は、国宝松江城のごく近隣に位置しており、本市の状況を踏まえれば、建築物の高さ等に何らかの規制も必要であると考える」「いまこそ、先人から引き継いできた松江固有の景観を守り、市民共有の財産として後世に伝えていくため、市長及び議会はもとより、市民、関係団体が一丸となって、この問題に取り組むべきである」との文言の入った議決がなされた。

また、6 月議会では「地元の意向はどうか」との問いかけがあったので、松江城周辺地区町内会で意向書をまとめた。

東京都国立市の富士見通り沿いの完成した分譲マンションは、富士山の眺望がマンション建設で影響を受けるとして、解体されることになった。経済活動は法令さえ守っていればよいという時代から、価値観は大きく動いている。

- 2 提 出 者

松江城周辺地区町内会
北堀町三区町内会
会長 林 文 章

お城とまちづくりを考える会
代表 石 原 幸 雄

- 3 受理年月日 令和 6 年 8 月 29 日
4 付 託 先 建設環境委員会

中国電力に対して島根原発 2 号機の再稼働中止を求める陳情

1 要 旨 能登半島地震においては、同半島北端の海域における複数の活断層が 150km の範囲にわたって連動し、20km も南側の富来川南岸断層まで動いたことが確認されている。これを受けて、原子力規制庁では技術情報検討会が立ち上げられ、学会等における同地震の調査・分析情報の収集・検討が行われている。

原子力規制庁は、これまでに把握された情報からは直ちに規制に反映されるべき知見はないとしているが、知見の更新は現在も更新が図られ、規制上の取扱いについて検討を続けている。

島根半島においても、「宍道断層」と鳥取沖の「伯耆沖断層帯」について、中国電力は連動を否定しているが、北陸電力が上記の活断層連動範囲を 96km しか評価できていなかったこと、及び新規制基準適合性審査において容認されていた経緯を見れば、中国電力の評価も信頼することができない。

原発の安全は住民の安全に直結する。最低限、原子力規制庁による能登半島地震における活断層連動に関する技術情報検討会での調査・分析が行われ、知見の規制への反映が行われた上で、島根原発周辺の活断層連動に関して再評価が行われ、島根原発の安全性が再確認されるまで、再稼働を中止するよう求めている。

本年 1 月 1 日に起きた能登半島地震は、同半島北端の海域における複数の活断層が 150km の範囲にわたって連動した。震源域にある輪島市と珠洲市においては、金沢大学の藤生慎准教授によって、現地調査と国土地理院が撮影した航空写真を基に、両市の中心部では、建物の少なくとも 30% が全壊したと推定されている。また、能登半島では、多くの道路が損壊し、志賀原発の半径 30 キロ圏内で、最大 8 地区約 400 人が 8 日間孤立状態になっていた。複数の活断層が連動することで地震エネルギーも大きくなり、このように大きな被害が生じた。

この能登半島地震を受けて、電力会社の活断層評価及びどこまで連動するのかといった評価が適切にできなければ、原発の安全性を確保することも不可能となり、住民の安全を守ることも困難となることをしっかりと肝に銘じなければならない。

北陸電力は、能登半島北端海域の活断層の連動範囲について 96km しか評価できてなかったことはもちろん、富来川南岸断層まで連動することなど全く考慮できていなかった。中国電力も「宍道断層」と鳥取沖の「伯耆沖断層帯」について、連動しないと評価しているが、両電力会社の評価は、原子力規制委員会適合性審査において容認されていたことを鑑みれば、能登半島地震を経た今、中国電力の活断層連動評価は信頼することができない。

原子力規制庁では、本年 3 月に技術情報検討会が立ち上げられ、学会等における能登半島地震の調査・分析情報の収集・検討を開始している。原子力規制庁は、7 月 20 日に行われた島根県及び関係自治体との意見交換において、これまでに把握された情報からは直ちに規制に反映されるべき知見はないとしているが、知見の更新は現在も更新が図られ、規制上の取扱いについて検討を続けている。

島根原発の安全性を確保し、住民の安全を守るためには、最低限、原子力規制庁による能登半島地震における活断層連動に関する技術情報検討会での調査・分析が行われ、その知見が確実に規制に反映されなければならない。その上で、島根原発周辺の活断層連動に関して再評価が行われ、島根原発の安全性が再確認されるまでは、予定される再稼働をいったん、中止するよう求め陳情するもの。

2 提 出 者

島根原発 2 号機差止訴訟原告団
芦 原 康 江

3 受理年月日 令和 6 年 8 月 30 日

4 付 託 先 島根原子力発電対策特別委員会